

横浜市立金沢小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月策定（令和6年3月改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがいのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

保護者・地域・他機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

<構成員>

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、担任、養護教諭

*必要に応じて関係職員、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。

また、いじめの疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○いじめの未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

○早期発見・事後対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事後対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ基本防止方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

①安心・安全で居心地のよい場所づくり

- ・「金沢小学校のきまり」に基づいた指導により規範意識を高める。
- ・あいさつや正しい言葉遣いが身に付けられるように、家庭と協力して取り組む。
- ・たてわり活動（集会・行事等）を通して、他を思いやり、認め合う心を育てる。
- ・Y-Pアセスメントの実施し、よりよい集団を育てるために「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

②学習活動の工夫

- ・落ち着いて学習に集中できるように教室環境を整える。
- ・発問や板書を工夫し、自信をもって学習に取り組めるようにする。

③インターネットを通じたいじめ防止

- ・携帯・スマホ教室、リーフレット等の資料を活用し学習する時間を設定する。

(2) いじめの早期発見

いじめの疑いがある場合には、いじめ防止対策委員会が中核となって判断や対応を行う。

①児童の小さな変化に気付く

- ・児童の困り感に気付けるように日常的に観察する。

- ・学年だけでなく、専科、養護教諭、児童支援専任等と情報交換をする。

②学校生活に関するアンケートの実施

- ・生活アンケートを定期的実施する。
- ・「いじめ解決のための生活アンケート」を年2回 実施（6月 12月）し、7月・12月の個人面談で保護者と共有する。
- ・気になる児童と教育相談を実施する。

（3） いじめに対する措置

①初期対応

○いじめ防止対策委員会を開き、事実把握と指導の方針を検討する。

- ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害児童への聞き取り及び指導
- ・被害児童の保護者への説明および意向の確認と支援
- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導と支援の依頼

②中・長期的な対応

- ・複数の職員による定期的な状態確認、報告及び情報交換の実施
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
- ・いじめを許さない児童間の風土づくり

（4） いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（5） 教職員等への研修

年度初めに、学校いじめ防止基本方針に関する研修を行う。

また、いじめの防止等に関する研修や児童理解研修等を定期的実施する。

4月 児童理解 7月 いじめ防止 8月 人権研修 3月 児童理解
毎月の職員会議において、特に配慮を要する児童に関する共通理解を図る。

（6） 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) 取組の年間計画

		取組内容
月		
4月	年間活動計画の確認 学校のきまり スタンドアードの共通理解 配慮を要する児童の共通理解	学校説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 地域訪問
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート実施 (記名式アンケート・教育相談)	学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
6月	人権全体会 YPアセスメント実施① 感謝の気持ちを伝える会	学家地連
7月	いじめ防止研修会 生活アンケート YPアセスメント① 支援検討会 よこはま子ども会議(中学校ブロック)	個人面談
8月	人権教育研修会 よこはま子ども会議(金沢区)	
9月		
10月	よこはま子ども会議 報告 生活アンケート	
11月		
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン (無記名式アンケート・教育相談) 携帯・スマホ教室	個人面談
1月	YPアセスメント実施② 支援検討会	
2月	ありがとうランチ 生活アンケート 年度の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し	学校運営協議会で報告 学家地連
3月	お別れ給食 新年度への児童の引き継ぎ	学校報告会
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 生活アンケート(年6回) なかよしタイム 児童理解(月1回・随時)	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

金沢小学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。